

平成二十年四月四日受領
答弁第二三〇号

内閣衆質一六九第二三〇号

平成二十年四月四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出年金記録問題についての「早期に解決をし、最後の一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いをします」という公約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出年金記録問題についての「早期に解決をし、最後の一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いをします」という公約に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十年三月十四日内閣衆質一六九第一五〇号）四の②についてでお答えしたとおり、できるだけ早く、一人ひとりの年金記録が点検され、正しく年金が支払われることであると考えている。

二の1から4までについて

お尋ねの年金記録の解明とは、死亡が判明した者の記録、脱退手当金を給付した記録、基礎年金番号と結び付く可能性がある記録など、その内容を明らかにすることと考えている。

二の5について

本年三月十四日に公表した「未統合記録の全体像」においては、その内容について今後解明を進めることが必要な記録が約二千十九万件、氏名等の調査を継続している記録が約六万件あるとしており、お尋ねの件数は、約五千九十五万件からこれらを除いた約三千七十万件である。

三について

先の答弁書（平成二十年三月二十八日内閣衆質一六九第二〇五号）一の①についてでお答えしたとおり、「解決」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。